

入学検定料の免除について

1 対象者

当該志願者の学費を主として負担している者が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害（当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた志願者。

2 入学検定料の免除申請

- (1) 入学検定料の免除を希望する志願者は、小学校長を経由して、入学検定料免除申請書（第1号様式）に市町村が発行する罹災証明書を添付して志願先の県立中学校長に持参又は送付により提出し、入学検定料の免除を申請期間内に申請する。なお、小学校長は申請の前に志願先の県立中学校長に連絡すること。

【申請期間】

令和8年12月3日(木)午前9時から令和8年12月9日(水)正午まで

※ 持参及び送付の方法

持参の場合 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
なお、最終日は受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

送付の場合 送付の記録が残る簡易書留等とし、提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

- (2) 受理した県立中学校長は内容を確認の上、免除対象か否かを判定し、小学校長を経由して口頭で通知する。
なお、免除対象とならなかった志願者は、出願の際に入学検定料の全額を納付する。
- (3) 県立中学校長は、当該志願者について、出願システムにおいて入学検定料免除対象の登録を行う。
- (4) 小学校長は、出願システムにより当該志願者の入学検定料免除登録を確認し、出願申請を承認する。
- (5) 県立中学校長は、出願システムにより当該志願者の入学検定料免除登録を確認し、出願を受理する。
なお、出願を受理することをもって入学検定料の免除の許可とする。

3 激甚災害の確認方法

内閣府防災情報 (<https://www.bousai.go.jp/taisaku/gekijinhukko/status.html>)

4 問い合わせ先

対象者等について 教育庁財務課（電話 024-521-7754）

WEB出願システムの操作に関して ヘルプデスク（電話 050-3538-5377）

入学検定料免除申請書

年 月 日

福島県立 中学校長

学校名

志願者 住所

しめい
氏名

(登録番号)

保護者 住所

志願者との続柄

氏名

下記の事由により、入学検定料を免除してください。

記

免除申請の事由

(記入上の注意)

・氏名の下に福島県立中学校入学者選抜WEB出願システムにおける登録番号（12桁）を記入すること。